

石川県耐震診断等評定委員会設置規程

(設 置)

第1条 既存建築物の耐震性能調査評定業務を実施するため、一般社団法人石川県建築士事務所協会（以下「本協会」という。）に耐震診断等評定委員会を設置する。

2 前項の委員会の名称は「石川県耐震診断等評定委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(評定事項及び方法)

第2条 委員会は、耐震性能調査の結果について技術的の審査し、調査判定内容の適否を評定するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び構造実務経験者で構成する。ただし、学識経験者は4名以上とする。

3 委員は、石川県耐震診断等評定委員会運営協議会の承認を得て、本協会会長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

3 委員は、その任期が満了するまでの間、引き続きその任務を行う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を統括し、第2条の規定による評定結果を本協会会長に報告するものとする。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、学識経験者2名以上を含む過半数の委員の出席がなければ開会することができない。

ただし、第8条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りではない。

(表 決)

第7条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己または3親等以内の親族の利害関係のある耐震性能評定案件については、その議事に加わることができない。

(運営協議会の設置)

第9条 委員会の運営に関して、次の事項を検討するために「運営協議会」を設置する。

一 評定委員の選出について

二 手数料の改定について

三 評定に関する重要事項について

2 運営協議会は、次の団体で構成する。

- 一 石川県土木部
- 二 金沢市
- 三 一般社団法人石川県建設業協会
- 四 一般社団法人石川県建築設計監理協会
- 五 一般社団法人石川県建築士事務所協会

3 運営協議会は本協会会长が招集し、本協会会长が議長となる。

4 本協会の会長は、必要に応じて評定委員会の運営について、運営協議会の意見を聞くことができる。
(事務局)

第10条 委員会の事務は、本協会の事務局が処理する。

(その他)

第11条 前条までに定めるものの他、委員会の構成、運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成11年度通常総会において議決された本協会定款変更について、県知事の認可を受けた日から施行する。
- 2 この規定は、平成15年6月1日から施行する。
- 3 この規定は、平成17年6月6日から施行する。
- 4 この規定は、平成22年6月3日から施行する。
- 5 この規定は、平成25年6月3日から施行する。
- 6 この規定は、平成26年7月8日から施行する。